

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 10 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 (使用許可の取消し)</p> <p>第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。</p> <p>(2) 墓地の使用の権利を譲渡したとき。</p> <p>(3) 使用者が死亡した場合で、その祭しを行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。</p> <p>(4) 偽り、その他不正の手段により使用許可を得たとき。</p> <p>(5) 3年間管理手数料を納付しないとき。</p> <p>(6) その他、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 14 条、別表第 1
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 (使用料)</p> <p>第 14 条 墓地の利用者は、使用許可と同時に永代使用料 (以下「使用料」という。) を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の額は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>3 第 9 条及び第 10 条の場合において既納の使用料は、還付しない。</p> <p>別表第 1 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 15 条、別表第 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 (手数料)</p> <p>第 15 条 墓地の利用者は、毎年度管理手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 管理手数料の納期は、毎年 4 月 1 日から 4 月末日までとする。ただし、使用を許可された年度の納期は、使用許可された日と同じとする。</p> <p>3 第 6 条による許可証の再交付を受けるとき、及び第 8 条の規定により名義を変更するときは、手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 手数料の額は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>別表第 2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日